

デビットカード取引規定

デビットカードを利用する場合は「にしんキャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

第1章 デビットカード取引

1. 適用範囲

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引およびカードローン取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定またはカードローン契約にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。） 但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカード加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店においてカードを読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

5. 読替規定

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは、「引落し」と、同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第2章 規定の変更

1. 規定の変更

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以 上

令和2年3月2日現在